

(趣旨)

第1条 大麻取締法(昭和23年7月10日法律第124号。以下「法」という。)第18条に規定する大麻取扱者の免許を取り消す処分(以下「取消処分」という。)について、取消処分をするかどうかの判断をするために必要とされる基準を定める。

【趣旨・概要】

- 1 本処分基準は、大麻取扱者に対する免許の取消処分をするかどうか判断するための基準について、行政手続法に基づき定められたものである。
- 2 基本的に大麻取扱者は、大麻の濫用等保健衛生上の危害発生の恐れがないものとして法の目的に合致したと認められ免許を受けた者であるが、その業務に関し犯罪又は不正の行為をしたときには、法第18条の規定により免許の取消処分を行うものとする。本処分基準は、この条文の解釈について具体化したものである。
- 3 なお、本処分基準は、行政手続法に規定される処分基準に該当することから、公にしておくよう努めなければならないが、また改正する場合には原則としてパブリックコメントを経なければならない。

(取消処分の対象となる行為)

第2条 大麻取扱者が、次の各号のいずれかに該当したときに、取消処分を行うものとする。

- (1) 大麻取扱者が、法に規定される犯罪、又はその業務に関する犯罪によって有罪の判決を受けたとき
- (2) 大麻取扱者が、大麻を、その所持する目的以外の目的に使用したとき
- (3) 大麻取扱者が、大麻を吸食したとき
- (4) 大麻取扱者が行った法第5条第1項に規定する免許申請の内容に、虚偽等事実と異なる内容があったとき
- (5) 大麻取扱者が、大麻取扱者免許に付された条件に違反したとき
- (6) 大麻取扱者の過失により保管する大麻又は大麻の種子が盗取されたとき
- (7) 大麻の乱用等保健衛生上の危害が発生する恐れがあるとき

【趣旨・概要】

本条は、法第18条の規定により免許取消処分の対象となる行為について具体的に列挙したものである。本条第1号は法第18条に規定される犯罪について、本条第2号から第7号までは法第18条に規定される不正の行為について、それぞれ具体的に示したものである。

【解釈・運用】

(第2条第1号について)

法第18条に規定される犯罪とは、法に規定されているものだけをいうのではなく、業務上行った犯罪の全てについて対象となる。また、単に犯罪行為をするだけでは取消処分の対象とはならず、あくまで有罪の判決を受け、確定した場合にのみ取消処分

の対象となるものと解される。従って、執行猶予判決は取消処分の対象となるが、不起訴処分は取消処分の対象とはならない。

(第2条第2号について)

第2号に規定する行為は、法第3条第2項の規定に違反する行為であり、重大な犯罪行為であるが(法第24条の3第1号)、それと同時に不正の行為であるともいえることから、取消処分の対象となるものと解される。従って、大麻取扱者が免許申請時に示した目的以外の目的に大麻を使用した場合には、犯罪が確定しなくても、取消処分の対象となる。

(第2条第3号について)

第3号に規定する行為は、大麻の濫用に該当する行為である。従って、法の目的に明らかに反する行為であることから、不正の行為であるといえ、取消処分の対象となる。

(第2条第4号について)

第4号に規定する行為については、次のとおりである。大麻取扱者免許は、申請内容を厳しく審査し、免許に値すると認められて初めて受けることができるものである。従って、その申請内容に虚偽等事実と異なる内容があれば免許を受ける根拠を失うこととなり、またこの行為は信用失墜行為であることから、不正の行為であるといえ、取消処分の対象となる。

(第2条第5号について)

第5号に規定する行為については、次のとおりである。大麻取扱者免許には、法第22条の2の規定により条件を付すことができるが、この条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度の内容である。従って、この条件に反する行為については、法の目的に反する行為に該当するといえることから、不正の行為であるといえ、取消処分の対象となる。

(第2条第6号について)

第6号に規定する行為については、次のとおりである。大麻取扱者は、その所有し管理する大麻及びその種子について、盗取等第三者の手に渡らないよう厳重に保管しなければならない義務を負うものと解される。従って、大麻取扱者の過失により保管する大麻又はその種子が盗取された場合には、大麻取扱者として当然行うべき注意義務を行ったといえることから、取消処分の対象となる。

(第2条第7号について)

第7号に規定する行為については、次のとおりである。法の目的は、大麻取扱者本人による保健衛生上の危害発生の防止だけを求めるのではなく、大麻取扱者が取り扱う大麻に起因するいかなる保健衛生上の危害も発生しないことまで求めるものと解される。従って、大麻取扱者は、自分自身のみならず第三者や周囲も含め、保健衛生上の危害が発生しないための措置を行う義務が生じるものといえる。このことから、

保健衛生上の危害発生の恐れが生じた場合には、大麻取扱者はその責めを負うべきものと解されることから、取消処分の対象となる。

(その他)

なお、法第5条第2項各号の規定は、免許申請の際の絶対的欠格事項について定められたものであるが、これは、免許取得後も当然に該当しないことが求められる。従って、大麻取扱者がこの欠格事項に該当した場合には当然にその資格を失うこととなるため、取消処分の対象とはならない。